収入印紙

**印刷物請負契約書（単価契約）**

１．契約番号

２．件名

３．品名、規格、契約単価及び数量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | 規　格 | 単　価 | 予定数量 |
|  |  | 円 | （単位） |

　（契約単価は、表の単価に消費税及び地方消費税を乗じたものとする。）

４．契約期間　　　契約日の翌日から令和　年　月　日まで

５．納入場所

６．契約保証金　　財務規則第１５６条の規定により免除

７．支払条件

　この印刷物請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　令和　　年　　月　　日

発注者　　住所又は所在地　　山梨県笛吹市石和町市部７７７

笛吹市

職 ・ 氏 名　　笛吹市長　●●　　　　　　印

受注者　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（令和５年９月１日から）

笛吹市印刷物請負契約約款（単価契約）

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に基づき、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の印刷物を契約書記載の契約期間内に納入場所に納入し発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。

３　受注者は、この契約の履行につき、発注者の監督、指示に従わなければならない。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

６　受注者は、発注者が提供する一切のデータ、資料等を業務以外のように供し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りではない。

７　この契約書における期間の定めについては､民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする｡

８　この契約に定めのない事項については、笛吹市財務規則（平成２９年３月２４日規則第８号）の定めによるもののほか、日本国の法令に準拠するものとする｡

９　この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　受注者はこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りではない。

（特許権等の使用）

第３条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその仕様等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に要した費用を負担しなければならない。

（一括委任又は一括請負の禁止）

第４条　受注者は、印刷物の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（印刷物原稿の交付等）

第５条　発注者はこの契約履行のための原稿（見本があるときはこれを含む。以下同じ。）を契約後、受注者に交付するものとし、受注者は、印刷物を納入又は契約を解除したときには直ちにこれを発注者に返還しなければならない。

２　受注者は、交付を受けた原稿を、印刷物を納入するまでの間、紛失又はき損することなく善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

（検査等）

第６条　受注者は、印刷物を納入するときは、納品書を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、印刷物の納入を受けた日から１０日以内に、受注者又は受注者の指定する者の立ち会いの上、発注者が指定する場所で当該印刷物が契約の内容に適合するか検査を行わなければならない。

３　受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果について意義を申し立てることができない。

４　受注者は、第２項による検査に合格しない印刷物があるときは、当該印刷物を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに引換え又は修補した印刷物を納入しなければならない。この場合においては、前３項の規定を準用する。

５　印刷物の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し又はき損した印刷物の損失は、受注者の負担とする。

（所有権の移転、引渡し及び危険負担）

第７条　印刷物の所有権は、前条第２項又は第４項の検査に合格したときに受注者から発注者へ移転し、同時にその印刷物は発注者に引き渡されたものとする。

２　前項の規定による所有権の移転前に生じた印刷物の亡失、き損等は全て受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第８条　発注者は、引き渡された印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、当該契約不適合が発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、当該印刷物の修補、代替物の引換え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３　発注者は、第１項の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。

４　前３項の請求は、発注者が第１項の契約不適合を知った日から１年以内に、その旨を受注者に通知した上で行わなければならない。ただし、受注者が印刷物の引渡し時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（請負代金の支払）

第９条　受注者は、検査に合格し、印刷物の引渡しが完了した後に、適当な分を取りまとめ、請求書により請負代金の請求をするものとする。

２発注者は前項の請求書を受理した日から３０日以内に請負代金を支払わなければならない。

（履行延期等）

第１０条　受注者は、天災その他避けることのできない理由により、契約期間内に契約を履行することができない場合は、発注者に理由を明記した文書を提出し、履行の延期又は契約の解除を申請することができる。

２発注者は、前項の請求があった場合において、必要があると認めた場合には履行の延期又は契約の解除をするものとする。

（事情変更）

第１１条　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

２　この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅にかい離しても、甲又は乙は契約単価の変更を申し出ることはできない。

（延滞違約金）

第１２条　受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに印刷物の引渡しが完了しない場合は、発注者に対して延滞違約金を支払わなければならない。

２　前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から引き渡し完了までの日数に応じ、未納部分の請負代金に対し民法第４０４条の規定による法定利率を乗じて得た額とする。ただし、延滞違約金の額が１００円未満となるときは、この限りではない。

（支払遅延に対する遅延利息）

第１３条　発注者が、第９条による売買代金の支払いが遅れた場合において、受注者は発注者に対して遅延利息の支払いを請求できる。

２　前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、受注者の未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とし、その端数計算については同条第２項の規定による。

（発注者の解除権等）

第１４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

（２）受注者の責めに帰する理由により納入期間内に納入を完了しないとき。

（３）正当な理由なく、第８条第１項の履行の追完がなされないとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

（２）第１０条又は第１６条によらないで契約解除の申請があったとき。

（３）受注者の債務の履行が不能であるとき。

（４）受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（５）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（６）契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（７）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みのないことが明らかであるとき。

（８）受注者又は受注者の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

（９）受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ウ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号による刑が確定したとき。

３　前２項各号によりこの契約が解除された場合は、受注者は違約金として予定数量から納入済みの数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た金額｛（予定数量－納入済数量）×契約単価｝の１００分の１０に相当する金額を発注者に支払うものとする。

４　第１項各号及び第２項各号によりこの契約が解除された場合において、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第１５条　受注者は、前条第２項第９号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、予定数量に契約単価を乗じて得た金額の１００分の２０に相当する額を支払わなければならない。請負契約が完了した後も同様とする。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の解除権等）

第１６条　受注者は、発注者の帰すべき責により、契約の履行が不可能となった場合に契約を解除することができる。この場合において、受注者は生じた損失の補償を請求することができる。

（費用の負担）

第１７条　この契約締結に要する費用及び契約書に定める以外の一切の費用は、受注者の負担とする。

（協議）

第１８条　この契約に関し、疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。